

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

23

● 日韓オープン勘定残高の決済等に関する交換公文（朴 昌俊 代表代理
牛場信孝 経済局長）

（一九六一年四月二二日交換）

本官は、千九百五十年六月二日に東京で署名された日本国と大韓民国との間の貿易のための金融協定の検討を含む両国間の貿易上の諸問題に関する日本国政府及び大韓民国政府の代表者の間の最近の会談に言及し、かつ、この会談において到達された次の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

1 韓国政府は、千九百六十一年一月三十一日現在において、前記の金融協定により開設された日本国・韓国オープン勘定に日本国の貸越総額四千五百七十二万九千三百九十八ドル八セント（四五七二九三九八・〇八合衆国ドル）が残っていることを確認するとともに、オープン勘定の前記の残高の額をできる限り早期に決済するように妥当な考慮を払うことに同意する。

2 韓国政府は、前記の金融協定第五条aの規定にかかわらず、毎年十日に前月末日における千九百六十一年一月三十一日現在のオープン勘

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

定の残高総額をこえる金額を支払うことに同意するとともに、千九百六十一年一月三十一日現在のオープン勘定の残高総額をこえる金額が二百萬ドル（二〇〇〇〇〇合衆国ドル）をこえるときはいつでも、超過の全額を直ちに支払うことに同意する。韓国政府は、さらに、この支払を、日本銀行が韓国銀行にオープン勘定の受払明細書を提示した時にアメリカ合衆国ドルにより行なうことに同意する。

3 両政府は、両国間の經常取引に関して現金決済を実施するため、できる限り早期に前記の金融協定を終了させることを目的として協議することに同意する。

4 日本国政府は、日本国における外国貿易及び外国為替管理の自由化の一般政策に従い、韓国の産品の輸入を増大させるためその権限の範囲内で適当な措置を執るものとする。